

尾張旭市

住宅用地球温暖化対策設備 設置費補助事業の御案内

【令和3年度】

地球温暖化防止対策の一環として、効率的なエネルギーの利用を積極的に支援し、省エネルギーの推進や温室効果ガスの排出抑制に寄与することを目的として、住宅用地球温暖化対策設備設置費の一部補助を実施します。

- ・ 申請前に、この「案内」の内容を必ず御確認ください。
 - ・ 令和3年度の主な変更点については13ページを御覧ください。
 - ・ 各様式については、ホームページよりダウンロードできます。
- <http://www.city.owariasahi.lg.jp/sisei/densi/sinseisho/kankyou/2.html>

目次

1	補助対象設備	1 ページ
2	対象となるかた	2 ページ
3	補助対象設備の要件	3 ページ
4	補助対象経費	5 ページ
5	補助金の額	6 ページ
6	申請手続き	7 ページ
7	Q & A (よくある御質問)	13 ページ

お問い合わせ先

尾張旭市市民生活部環境課
電 話 0561-76-8134 (直通)
FAX 0561-52-0831
e-mail kankyou@city.owariasahi.lg.jp

1 補助対象設備

1 一体的導入（セットでの導入で補助が受けられます）

住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）に加え、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備、高性能外皮等、断熱窓改修のいずれか1つを同時に設置することが要件になります。

2 単独設置（各設備について単独で補助が受けられます）

- ① 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）
- ② 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- ③ 定置用リチウムイオン蓄電システム
- ④ 電気自動車等充給電設備

設備の区分	設備の内容
住宅用太陽光発電設備	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもので、かつ、太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が10キロワット未満のもの
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの
電気自動車等充給電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの
高性能外皮等	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス※に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）及び換気設備
断熱窓改修	既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）及び建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。））による断熱窓改修

※ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

2 対象となるかた

次のすべての要件を満たしているかたが対象です。

- 1 自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に設備を新たに設置するかた、又は自ら居住するため建売住宅供給者等から市内の設備付き住宅（店舗等との併用住宅を含む。）を購入するかた
 ※ 賃貸集合住宅は対象外となります。
- 2 市税等に滞納のないかた
- 3 令和4年2月28日（月）までに設備の設置を完了し、補助金の交付請求ができるかた
- 4 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に定める暴力団員及び尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第2条第4号に定める暴力団関係者に該当しないかた



注意事項

- 1 交付申請時点で既に設備の設置が完了している場合は、補助を受けることができません。設備ごとの設置完了日の考え方は次表のとおりです。

設備の区分	設置完了日
住宅用太陽光発電設備	電気事業者との電力受給が開始した日
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	機器の保証開始日
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	
定置用リチウムイオン蓄電システム	
電気自動車等充給電設備	
高性能外皮等	住宅の引渡日
断熱窓改修	改修に係る費用の領収日

- 2 同一の補助対象機器に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとなります。ただし、次表に示す期間を経過している場合は、再度申請をすることができます。

設備の区分	期間
住宅用太陽光発電設備	設置が完了した日から17年
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	設置が完了した日から5年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設置が完了した日から6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	設置が完了した日から6年
電気自動車等充給電設備	設置が完了した日から5年
高性能外皮等	設置が完了した日から6年
断熱窓改修	設置が完了した日から6年

- 3 事業用の設備は補助対象外となります。
- 4 中古の設備は補助対象外となります。

3 補助対象設備の要件

設備の仕様や条件は次のとおりです。

設備の区分	設備の仕様及び条件
住宅用太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動・自動停止)を行うものであること。 2 構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器(サービスブレーカー)、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること。ただし、前項を満たすものであれば、これらの構成要素は単体の要素であることを必要としない。 3 次の各号に規定する要件に該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所(以下「JET」という。)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づき、JETが認証した太陽電池モジュール、又は、IECEE-PV-FCS制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。 (2) 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程(JEAC8001)に準拠していること。 (3) インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものも認める。 (4) 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。 (5) 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。 4 工事、施工にあつては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程(JEAC8001)に準拠していること。 5 未使用品であり、リース品でないこと。 6 電気事業者と電力受給契約を締結するもの。 7 補助金の交付を申請する時点において次のいずれかに該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置するもの (2) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び電気自動車等充給電設備を同時に設置するもの (3) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び高性能外皮等を同時に設置するもの (4) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び断熱窓改修を同時に設置するもの
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。 2 タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。

	<p>3 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。</p> <p>4 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。</p> <p>ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電施設の設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量(以下「発電量及び充電量等」という。)のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。</p> <p>5 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的(使用者の確認を介した半自動制御を含む。)に実行できるものであること。</p> <p>6 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。</p> <p>7 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること(目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。)</p> <p>8 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<p>1 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
電気自動車等 充給電設備	<p>1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
高性能外皮等	<p>1 国の補助事業における補助対象となる住宅として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)又は一般社団法人環境共生住宅推進協議会(KKJ)により補助を受けた住宅であること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p> <p>3 住宅用太陽光発電設備及び家庭用エネルギー管理システム(HEMS)を同時に設置するもの。</p>
断熱窓改修	<p>1 1つ以上の居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を改修すること。</p> <p>2 導入する窓は、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置、施工すること。</p> <p>3 改修後の熱貫流率が4.65w/m²・K以下になること。</p> <p>4 未使用品であり、リース品でないこと。</p> <p>5 住宅用太陽光発電設備及び家庭用エネルギー管理システム(HEMS)を同時に設置するもの。</p>

4 補助対象経費

補助対象経費は、設備設置に要する経費であって、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とします。

設備の区分	補助対象経費	
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器(サービスマブレーカー)、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計及び配線器具の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線工事等)に関する費用	
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	データ集約機器(計測結果を集約し、記録に係るサーバー等の装置等)、通信装置(ゲートウェイ装置、通信アダプタ等)、制御装置(機器の制御に係るコントローラ等)、モニター装置(独自端末等)及び計測機器(電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力計等)の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線工事、セットアップ等)に関する費用	
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	設備本体及び付属品(独自モニター等)の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線・配管工事等)に関する費用	
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置等)及び付属品(キュービクル、独自計測表示装置)の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線工事等)に関する費用	
電気自動車等充給電設備	設備本体及び付属品(充電コネクタ、ケーブル等)の購入並びに工事(据付・配線工事等)に関する費用	
高性能外皮等	高断熱外皮	外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓(ガラス、サッシ)の購入並びに設置に関する費用
	空調設備	冷暖房設備の熱源機及び室内機(エアコンのみ)の購入並びに設置に関する費用
	給湯設備	給湯設備の熱源機及び貯湯タンクの購入並びに設置に関する費用(家庭用燃料電池システムを除く。)
	換気設備	換気設備(24時間換気設備)の本体の購入及び設置に関する費用
断熱窓改修	改修に係る設備の購入及び設置に関する費用	

5 補助金の額

補助金の額は次のとおりです。一体的導入など複数の設備を同時に申請する場合は、各設備の補助額の合計となります。

設備の区分	補助金の額
住宅用太陽光発電設備	1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり13,200円 3 <u>上限4kW</u>
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限10,000円</u>
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限100,000円</u>
定置用リチウムイオン蓄電システム	1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限100,000円</u>
電気自動車等充給電設備	1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限50,000円</u>
高性能外皮等	1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限100,000円</u>
断熱窓改修	1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限60,000円</u>



注意事項

100円未満の端数がある場合は、切捨てとします。



市内業者※施工の場合の特例（申請する設備を、市内業者を利用して施工した場合）

各設備の補助金の額に1. 2を乗じて得た金額が補助額となります。

※ 市内業者とは、次のいずれかに該当するものになります。

- 1 市内に本社を有するもの
- 2 市内に営業機能を有する支店、営業所等を有するもの
- 3 市内に事業所を有するもの

■補助金の計算例

◎ 一体的導入で①住宅用太陽光発電設備、②家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、③定置用リチウムイオン蓄電システムを設置し、**市内業者を利用**した場合

①:住宅用太陽光発電設備の最大出力が5.83kWの場合【上限4kW】

$$4.0\text{kW} \times 13,200\text{円} \times 1.2 = 63,360\text{円} \Rightarrow 63,300\text{円}(100\text{円未満切捨て})$$

②:家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の補助対象経費が200,000円の場合

$$200,000\text{円} \times 1/4 = 50,000\text{円} \Rightarrow 10,000\text{円} \times 1.2 = 12,000\text{円}$$

③:定置用リチウムイオン蓄電システムの補助対象経費が2,000,000円の場合

$$2,000,000\text{円} \times 1/4 = 500,000\text{円} \Rightarrow 100,000\text{円} \times 1.2 = 120,000\text{円}$$

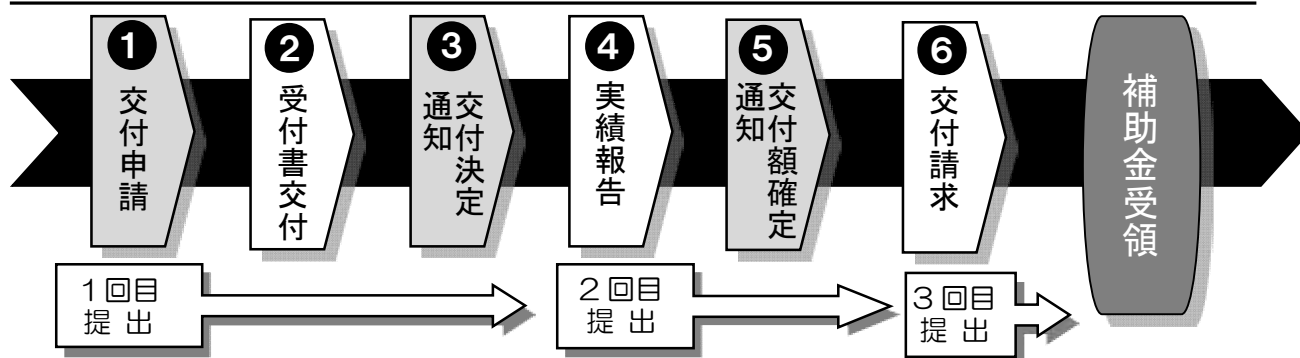
$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \underline{195,300\text{円}}$$

6 申請手続き

■概要

受付期間	令和3年4月1日(木)～令和3年11月30日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く) ※郵送の場合は11月30日(火)必着
申請方法	窓口へ提出 又は 郵送
受付	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内で先着順に受付を行います。(予算総額 800万円) ・予算を超えた場合、先着順で補欠者を決定し、欠員が生じた際は順次繰上げます。 ・申請状況により受付期間中でも受付を終了する場合があります。
受付場所 (送付先)	尾張旭市 市民生活部 環境課環境施策係 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600 番地1

■申請から補助金受領までの流れ



①交付申請

補助を希望されるかたは、申請受付期間内に「交付申請書」（第1号様式）を御記入のうえ、以下の書類を添付して提出してください。（郵送可。）

(1) 共通（申請する設備によらず必須）

	添付する書類	備考
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書又は売買契約書の写し	
<input type="checkbox"/>	経費の内訳が明記されている書類	・見積書等の写し
<input type="checkbox"/>	設備が設置される住宅の位置図	・住宅の位置が確認できる地図等の写し
<input type="checkbox"/>	設備設置前の現況写真	・住宅の全景及び設置予定場所の写真 ・建物未建設の場合は、更地状態の写真
<input type="checkbox"/>	委任状(第2号様式) 【申請等の手続きを委任する場合】	・「 <u>代理人担当者名</u> 」及び「 <u>委任者氏名</u> 」は必ず自署してください。(印刷等による印字の場合は押印が必要です。) ・担当者名及び連絡先は申請内容に疑義がある場合の問合せ先となります。 ・委任事項にチェックを入れてください。
<input type="checkbox"/>	市税の納付状況等調査同意書(第3号様式)	・押印不要
<input type="checkbox"/>	建物所有者同意書(第4号様式) 【申請者と建物所有者が異なる場合】	・押印不要
<input type="checkbox"/>	市内業者施工を証明できる書類 【市内業者施工の場合】	・市内業者と契約した場合 ⇒「契約書の写し」 ・契約書に市内業者の記載はないが、工事等施工業者が市内業者の場合 ⇒「契約業者と下請業者との請書等の写し」(契約金額が記載されたもの) ・市内の営業所等で契約したが、契約書等には、市外の本店名のみ記載されている場合 ⇒「3者(施主、請負業者、請負業者市内営業所)の同意書」等
<input type="checkbox"/>	交付申請書確認事項チェックシート	・記入事項及び添付書類を確認し、記入済みのもの
<input type="checkbox"/>	返信用封筒 【郵送で申請する場合】	・84円分の切手を貼り付け、申請者又は代理人の郵便番号、住所及び氏名を記載したもの。 ・申請書類を受理後、交付申請受付書を返送します。

(2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

定置用リチウムイオン蓄電システム

電気自動車等充給電設備

	添付する書類	備考
<input type="checkbox"/>	設備の規格等がわかるパンフレット等	パンフレットの写し、メーカーWEBサイトの印刷物等

(3) 高性能外皮等

	添付する書類	備考
<input type="checkbox"/>	国ZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し	既に国ZEH支援事業の交付決定を受けている場合は交付決定通知の写しも添付してください。

(4) 断熱窓改修

	添付する書類	備考
<input type="checkbox"/>	設備の規格等がわかるパンフレット等	パンフレットの写し、メーカーWEBサイトの印刷物等
<input type="checkbox"/>	断熱窓改修位置が明示された図面	現況写真と対照できるもの

②受付書交付

「交付申請書」を受理した後、「交付申請受付書」を交付します。これは補助金の交付を決定するものではありません。



注意事項

書類に不備がある場合は、受付できません。

③交付決定通知

交付申請書受理後おおむね2週間で、「交付決定通知書」（第5号様式）を、申請者あてに送付します。これは補助金の交付を確約するものではありません。

■交付決定後の変更等

交付決定後に、申請内容に変更が生じた場合や、設備の設置を中止しようとする場合は、「変更承認申請書」（第8号様式）に変更の内容が分かる書類を添えて提出してください。

なお、変更内容に関わらず、申請により交付決定額を増額させることはできません。

④実績報告（※期限までに提出がない場合は、補助金交付ができません）

設備の設置が完了したとき（設備ごとの設置完了日の考え方については2ページ参照）は、「交付実績報告書」（第10号様式）に、以下の書類を添付して提出してください。（郵送可。）

(1) 共通（申請する設備によらず必須）

	添付する書類	備考
<input type="checkbox"/>	設備の設置費に係る領収書の写し	・宛名、領収日、領収金額、品目の記載があり、施工業者の発行したもの
<input type="checkbox"/>	領収経費の内訳が明記されている書類	・領収金額、補助対象経費が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	設備の設置状況を示す写真	・住宅の全景、設備本体、設置場所・設置状態できる写真（詳細は15ページ参照）
<input type="checkbox"/>	実績報告書確認事項チェックシート	・記入事項及び添付書類を確認し、記入済みのもの

(2) 住宅用太陽光発電設備

	添付する書類	備考
<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備概要書(第11号様式)	・「2太陽電池モジュールの製造番号及び最大出力」の記載は施工業者等が作成する「出力対比表」の提出に代えることができます。
<input type="checkbox"/>	電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し	・系統連携日が令和3年度内のもの

(3) 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)

家庭用燃料電池システム (エネファーム)

定置用リチウムイオン蓄電システム

電気自動車等充給電設備

	添付する書類	備考
<input type="checkbox"/>	設備の保証書の写し	・保証開始日、申請者名義であること、設備の製造者(メーカー)名、機器型番、製造番号が確認できるもの

(4) 高性能外皮等

	添付する書類	備考
<input type="checkbox"/>	ZEHを構成する設備の設置状況が分かる写真【再掲】	・国ZEH支援事業の実績報告時に提出した写真
<input type="checkbox"/>	国ZEH支援事業の補助金額確定通知書等の写し	・確定日が令和3年度内のもの
<input type="checkbox"/>	住宅の引渡証明書等	・引渡日が確認できる書類

(5) 断熱窓改修

	添付する書類	備考
<input type="checkbox"/>	改修の着工前及び着工後の状況を示す写真【再掲】	・改修箇所の全てを示したもの
<input type="checkbox"/>	断熱窓改修位置が明示された図面	・改修後の写真と対照できるもの
<input type="checkbox"/>	改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類	・パンフレットの写し、出荷時に窓に貼付されている証明書、メーカーから発行された証明書等



注意事項

- 1 設備の設置完了日から起算して60日以内又は令和4年3月15日(火)のいずれか早い日までに、提出してください。
- 2 期限までに提出できないときは、速やかに御連絡ください。

⑤交付額確定通知

「交付実績報告書」の受付後、内容が要件に適合するかどうかを審査します。
適合の場合には、おおむね2週間程度で「交付額確定通知書」(第12号様式)を送付します。

⑥交付請求

「交付額確定通知書」の送付があり次第、「交付請求書」(第13号様式)を提出してください。(郵送可)「交付請求書」の受付後、1か月程度で口座振り込みにより補助金を交付します。



注意事項

補助金の振込先は申請者名義の口座を指定してください。

■その他

- 1 補助金を受けて設置した設備を、やむを得ない事情で処分、譲渡等を行う場合は、あらかじめ「処分承認申請書」(第14号様式)を提出してください。(ただし、次表に定める期間を経過後は除く。様式は、市ホームページからダウンロードできます。)

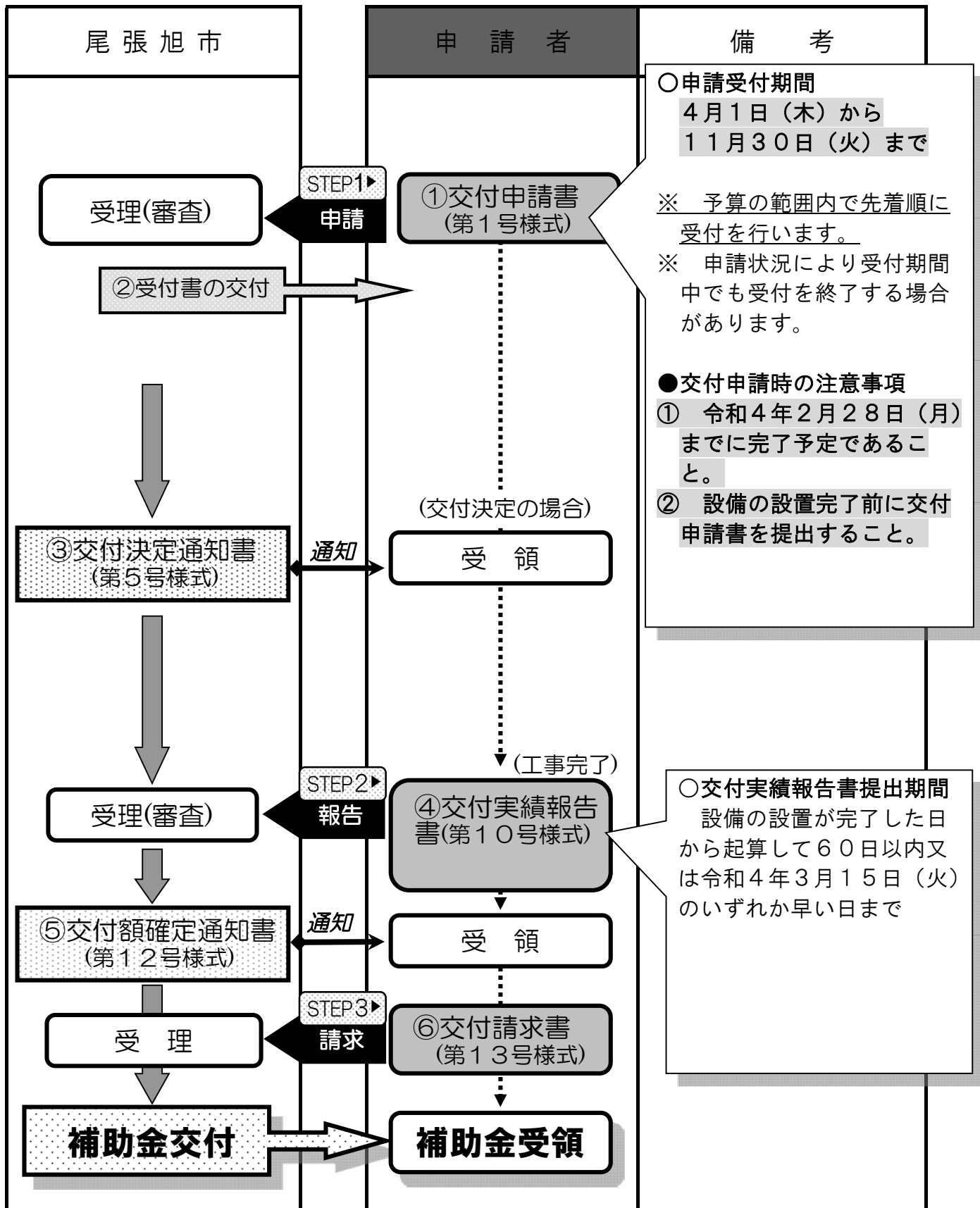
設備の区分	処分の承認を必要とする期間
住宅用太陽光発電設備	設置が完了した日から17年
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	設置が完了した日から5年
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	設置が完了した日から6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	設置が完了した日から6年
電気自動車等充給電設備	設置が完了した日から5年
高性能外皮等	設置が完了した日から6年
断熱窓改修	設置が完了した日から6年

- 2 施主と施工業者間とのトラブル等については、市は一切責任を持ちません。
- 3 尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の一部は、「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」による間接補助となっています。

■協力依頼事項

クリーンエネルギーの利用促進と、「省エネ・節電」対策の推進を図るため、補助金交付決定を受けたかたには、環境課で実施している市民参加事業や、環境に関するイベントや講座等の案内を送付しますので、ぜひ積極的に御参加くださるようお願いします。

■申請手続きフロー図





7 Q & A (よくある御質問)

Q 令和3年度の主な変更内容は何ですか？

A 主な変更内容は2点あります。

1点目は、委任状(第2号様式)を除く全ての申請書類への押印が不要となりました。

なお、委任状(第2号様式)の「代理人担当者名」及び「委任者氏名」の欄は、必ず自署してください。
(印刷等による印字の場合は押印が必要です。)

2点目は、申請書類の郵送での提出が可能となりました。郵送で「交付申請書」を提出する場合は、返信用封筒を添付してください。返信用封筒は、切手(84円)を貼り付け、申請者又は代理人の郵便番号、住所及び氏名を記載したものを用意してください。申請書類を受理後、申込書受付票を返送します。

なお、「交付実績報告書」、「交付請求書」、「変更等承認申請書」の提出時は返信用封筒は不要です。

Q 住宅用太陽光発電設備単独で補助を受けることができますか？

A できません。平成31年度より住宅用太陽光発電設備の単独補助を廃止し、一体的導入を行うことが必須となりました。(家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備は単独補助があります。) ⇒1ページ参照

Q 設備を既に設置してしまったのですが、申込みはできますか？

A 設備ごとの設置完了日(2ページ参照)より前であれば申し込みできます。なお、必要に応じて、職員による事前の現地調査をさせていただくこともあります。

Q 市外から市内へ引っ越した先の家に設備を設置する場合は申し込みできますか？

A 「交付実績報告書」の提出時まで、本市への住民登録をすることが可能であれば申し込みできます。

Q 1階に店舗があり2階に住んでいますが、補助金の申込みはできますか？

A 申込みされるかたが居住している建物であれば申し込みできます。

Q マンション等の集合住宅は補助対象になりますか？

A 自ら居住する市内の住宅に設備を新たに設置するかたが対象となりますので、この要件を満たしていれば補助対象となります。なお、集合住宅の場合には、トラブルを避けるため事前に管理会社等へ確認をお願いします。

ただし、居住区以外の共用部分の用に供する設備は対象外となります。

Q 転居先の家に設備を設置する場合、「交付申請書」の「住所」欄は、どこのものを書けばいいですか？

A 現在お住まいの住所を記入していただき、「設備設置場所」の欄には、実際に設置する場所の住所を記入してください。

- Q 建物が夫婦で共有の場合、申請者は誰の名前を書けばいいですか？
- A 設備を設置する人の名前を御記入ください。また共有者の建物所有者同意書（第4号様式）を提出してください。
- Q 市内業者施工を証明できる書類とはどのようなものですか？
- A 具体的に添付していただく書類は、以下のようなものが想定されます。
- ・市内業者で施工した場合 ⇒「契約書の写し」
 - ・契約書に市内業者名の記載はないが、工事等を実施した業者が市内業者だった場合 ⇒「契約業者と下請業者との請書等の写し」（契約金額が記載されたもの）
 - ・市内の営業所等で契約したが、契約書等では市外の本店名しか記載されず市内の営業所名の記載がない場合 ⇒「3者（施主、請負業者、請負業者市内営業所）の同意書」等
 - ・上記以外の場合 ⇒個別に御相談ください。
- Q 市から業者を紹介してもらえますか？
- A 公平性の観点から、市が特定の業者を紹介することはできません。
- Q 交付申請後、市外業者から市内業者への変更はできますか？
- A 可能です。ただし、市外業者から市内業者へ変更した場合でも、補助金の増額はできません。
- Q 住宅用太陽光発電設備の最大出力が変更になった場合、補助金はどうなりますか？
- A 増額はできません。ただし、出力が小さくなった場合には減額となります。
変更になった場合は、「変更等承認申請書」（第8号様式）を提出してください。
- Q 交付決定後に設置する設備の型番などを変更することになりました。何か手続はありますか？
- A 「変更等承認申請書」（第8号様式）に変更内容を記入のうえ、速やかに市役所環境課に提出してください。
- Q 交付決定後に設備の設置を中止することになりました。何か手続はありますか？
- A 「変更等承認申請書」（第8号様式）に必要事項を記入のうえ、速やかに市役所環境課に提出してください。
- Q 設置後の「交付実績報告書」はいつまでに提出すればいいのですか？
- A 設備の設置が完了した日から60日以内又は、令和4年3月15日（火）までのうちいずれか早い日までに必要書類を添付し提出してください。
※ 最終の提出期限は、令和4年3月15日（火）です。
- Q 「交付実績報告書」に添付する領収書についてですが、ローンを組んで設置したため全額の領収書がありません。どうすればいいのですか？
- A ローン会社の発行したローン契約書及びローン返済内訳書等の写しを添付してください。

Q 太陽光発電設備を設置する場合、「交付実績報告書」に添付する「電力受給契約を証明する書類の写し」とはどのような書類ですか？

A 電気事業者から電力受給契約の申込みをした後に、申請者に送付される通知になります。
(中部電力株の場合は「発電設備の連系に関するお知らせ」)

Q 「交付実績報告書」に添付する写真とはどのようなものですか？

A 以下の表に記載した写真を添付してください。

設備の区分	添付する写真
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュールが設置された住宅の全景(連系点が写っている写真)、太陽電池モジュールの設置状況、パワーコンディショナ(形式名と製造番号が分かるもの)が確認できる写真 ※連系点:パワーコンディショナと余剰電力販売用電力量計が接続された宅内配線の分電盤の設置場所
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	対象設備本体の写真、端末モニター等でシステムが起動している状態が確認できる写真
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	対象設備本体の写真、燃料電池ユニット本体の製造番号が確認できる写真、貯湯ユニット本体の製造番号が確認できる写真
定置用リチウムイオン蓄電システム	対象設備本体の写真、本体の製造番号が確認できる写真
電気自動車等充給電設備	対象設備の設置場所及び設置状態が確認できる写真
高性能外皮等	ZEHを構成する設備の設置状況が分かる写真(国ZEH支援事業の実績報告時に提出した写真)
断熱窓改修	改修の着工前及び着工後の状況の比較が可能な写真(改修箇所全てを写したもの)で別に添付する図面と対照できるもの

Q 補助金の受け取りはどのようにすればいいのですか？

A 補助金は、「交付請求書」(第13号様式)の提出後、1か月程度で申請者の方の口座へお振り込みいたします。